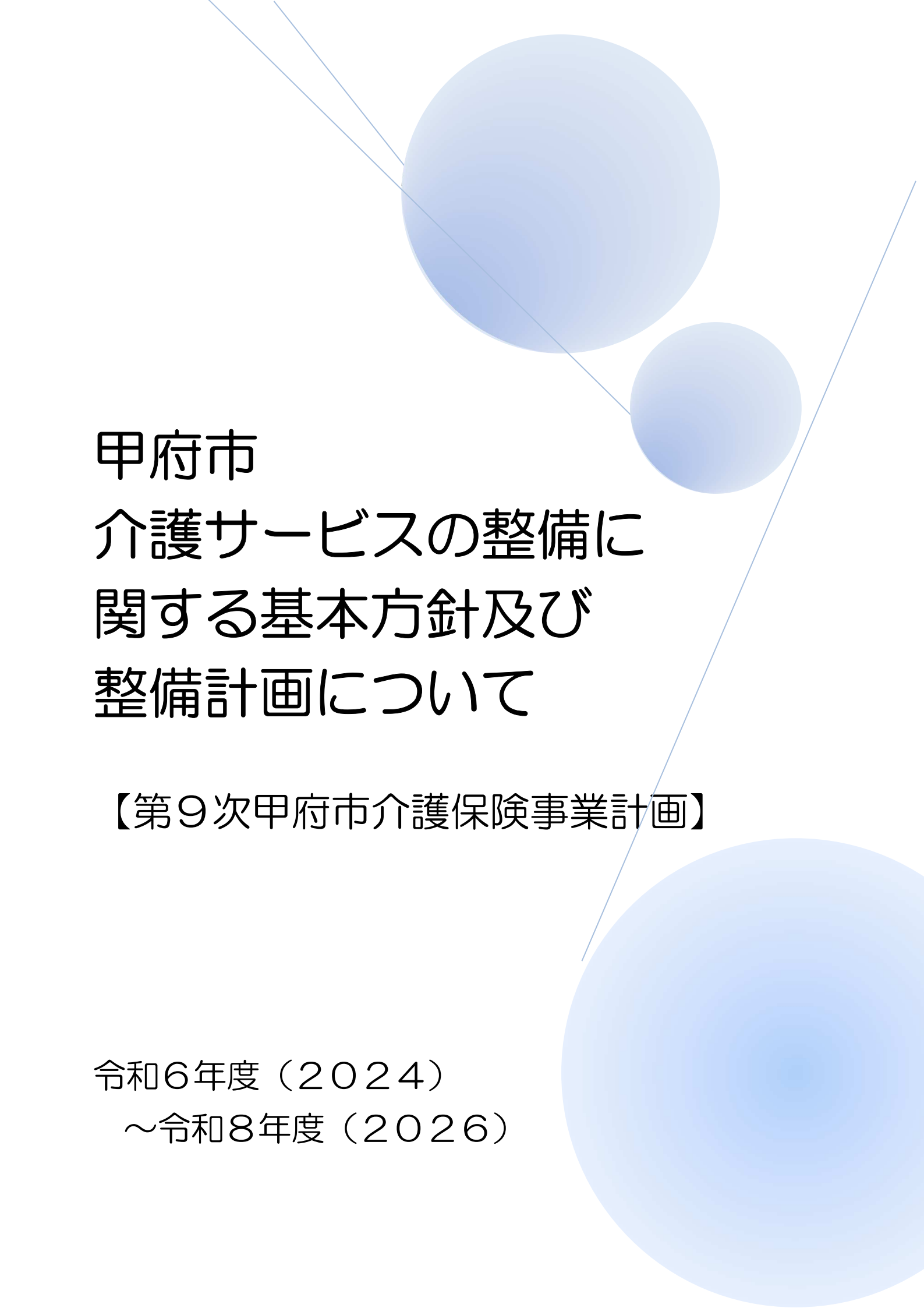




甲府市 介護サービスの整備に 関する基本方針及び 整備計画について

【第9次甲府市介護保険事業計画】

令和6年度（2024）
～令和8年度（2026）

第1章 基本的な考え方

本市ではこれまで、地域包括ケアシステムの構築の実現に向け、介護を必要とする状態となっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で、個人の尊厳を保ちながら、安心して暮らし続けることができるよう、地域密着型サービスの基盤整備を進めてきました。

令和6年度からの3年間を計画期間とする第9次甲府市介護保険事業計画（令和6～8年度）（以下「第9次計画」という。）における各種施設の整備については、高齢者人口の推計値がピークとなる2040年を見据えた上、各日常生活圏域における地域密着型サービスの整備状況を勘案しつつ、適正な整備を進めるものとします。また、平成31年4月1日より本市が中核市に移行したことに伴い、介護保険法に基づく介護サービス事業所の指定・指導等の権限が山梨県より移譲されたことから、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の広域型施設についても併せて整備を進めるものとします。

令和6年度から令和8年度までの間における地域密着型サービス事業者及び広域型事業者の指定については、第9次計画のサービス見込量及び必要利用定員総数の確保、介護保険事業の適正な運営並びに事業者指定の機会均等を図るため、この基本方針に従い、指定候補事業者を選定するものとします。

なお、共用型認知症対応型通所介護については、既に指定を受けている又は新たに指定を受ける認知症対応型共同生活介護の事業所がサービスを提供するため、その選考については別に定めることとします。

1 指定の更新

指定は、6年ごとの更新制です。

2 市町村独自の報酬及び基準の設定

市町村において、国の基準とは別に独自の介護報酬（介護保険法第42条の2）や指定基準（介護保険法第78条の4）の設定を行うことが可能ですが、本市においては、原則として、国の基準のとおりとします。

第2章 共通方針

人員、施設及び運営に関する基準、その他の関係法令を踏まえ、『住み慣れた地域で介護と医療を受けられる環境をつくる』ことを目標に掲げ、介護を必要とする状態となっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で、個人の尊厳を保ちながら、安心して暮らし続けることができるよう、地域のニーズに応じた在宅サービスと施設のバランスがとれた基盤整備、並びに将来の高齢化や利用者数の見通しに基づく必要量を確保する観点から、次のとおりとします。

1 整備区域について

地域密着型サービスについては、可能な限り住み慣れた自宅又は地域での生活を支えていくという「地域密着型サービス」の趣旨を尊重します。広域型サービスについては、市内全域とします。

2 家族・地域との交流の機会の確保

地域との交流機会の確保は必要不可欠であることから、開設にあたっては、地元自治会、近隣住民等に対して説明会を開催するなどして、同意が得られているものとします。また、ボランティアの受け入れ、関係機関との連携や具体的な地域との交流活動計画があるなど、地域に開かれた運営であるものとします。

3 協力医療機関との連携

地域での生活を24時間体制で支えるためのものであることから、多職種との連携により健康管理や必要ときに適切な医療が受けられる体制、及び緊急時の対応といった医療との関わりが重要であり、運営にあたっては、協力医療機関等との連携が図られているものとします。

4 市との連携

事業者（法人）は、市への情報提供や各種事業の受託など、市との連携を図ることとし、第三者評価機関などによるサービス内容の情報公開について、積極的に対応するものとします。

5 個人情報保護の取組み

事業者（法人）は、個人情報の取扱いにあたり、個人情報保護法又は守秘義務に関する法令及び医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月24日厚生労働省）の規定を遵守し、従業員に対し、個人情報保護に関する研修を実施するなどして、その徹底を図るものとします。

第3章 第9次（令和6年度～令和8年度）整備計画の概要

1 日常生活圏域の考え方

本市における日常生活圏域の考え方は、介護が必要になっても、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、地域密着型サービス等の施設整備の観点から高齢者の日常的な生活圏に配慮するため、地区自治会連合会を基本単位として、日常生活圏域を設定しています。

また、地域包括ケア体制の構築及び地域密着型サービスの施設を整備していくためには、圏域ごとにある程度の人口規模を担保する必要があるとともに、日常生活の継続性が確保されるようなサービス体制の整備を図る必要があることから、第9次計画においても、第8次計画の日常生活圏域「5圏域」を継承していきます。

日常生活圏域	圏域内の地区自治会連合会の区分
西圏域	穴切地区、貢川地区、石田地区、池田地区、新田地区
中央圏域	富士川地区、相生地区、春日地区、新紺屋地区、朝日地区
北圏域	北新地区、相川地区、千塚地区、羽黒地区、千代田地区、能泉地区、宮本地区
南圏域	湯田地区、伊勢地区、国母地区、山城地区、大里地区、大国地区、住吉地区、中道地区、上九一色地区
東圏域	琢美地区、東地区、里垣地区、玉諸地区、甲運地区

2 日常生活圏域ごとの『地域密着型サービス』の整備状況

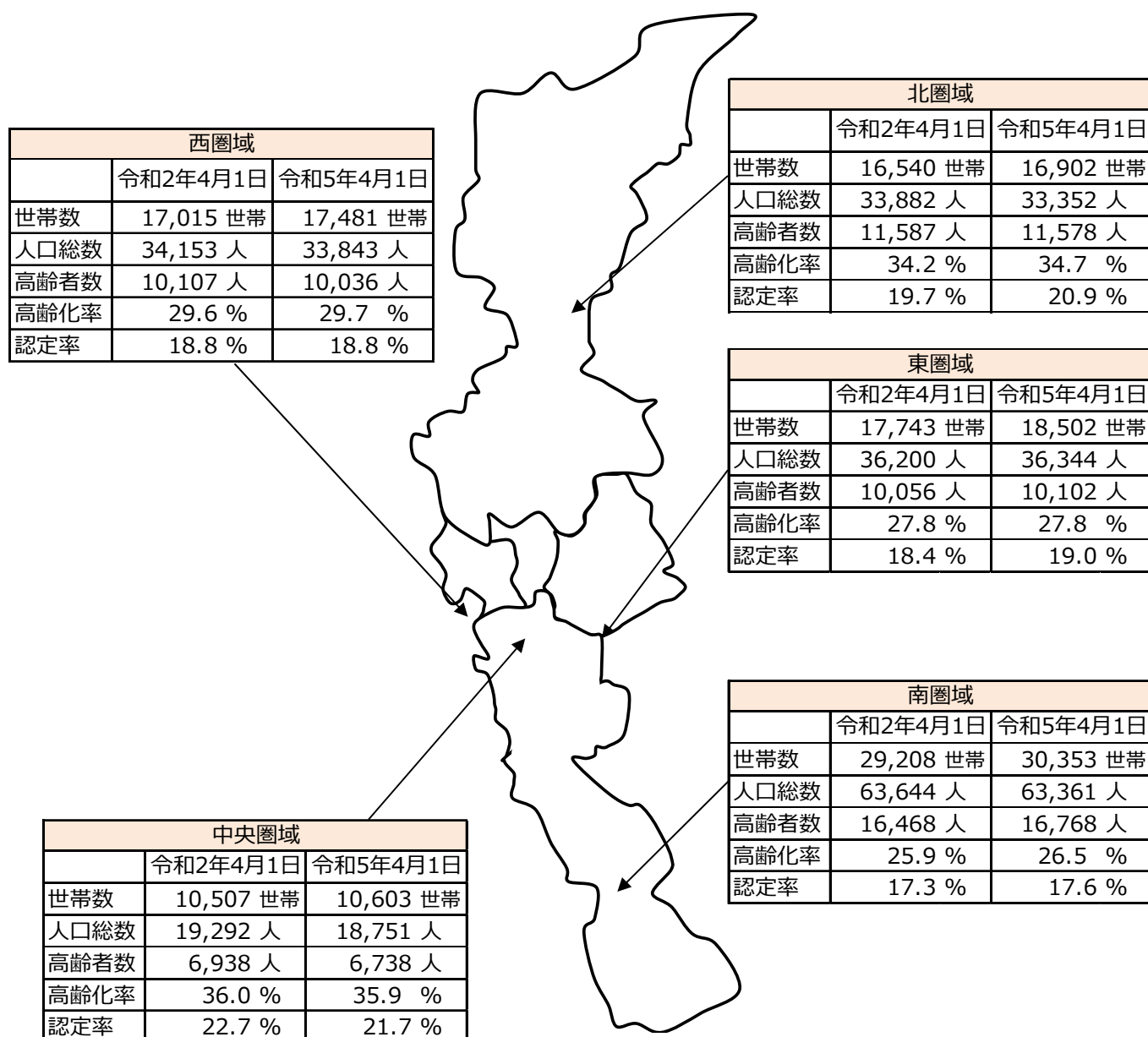
第8次甲府市介護保険事業計画までの整備状況（施設数）						
	西圏域	中央圏域	北圏域	南圏域	東圏域	サービス事業所数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	1			1	3
夜間対応型訪問介護						0
地域密着型通所介護	14	10	13	33	5	75
認知症対応型通所介護	1	2	3	7		13
小規模多機能型居宅介護	1	2		2	1	6
認知症対応型共同生活介護	4	4	6	10	6	30
地域密着型特定施設入居者生活介護	1				1	2
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3	2	3	7	2	17
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	1			1		2
圏域ごとの事業所数	26	21	25	60	16	148

地域密着型サービスについては、第9次計画において、日常生活圏域ごとの高齢化率・認定率等と将来の高齢化や利用者数の見通しに基づく必要量の確保等を勘案し、日常生活圏域における施設整備を行います。

3 広域型サービスの整備

平成31年4月1日より本市が中核市に移行したことに伴い、介護保険法に基づく介護サービス事業所の指定・指導等の権限が山梨県より移譲されました。介護老人福祉施設等の広域型施設については、山梨県との協議を行った上、整備を行います。

4 日常生活圏域ごとの人口・高齢者数等の推移



本市においては、令和5年4月1日の高齢化率は29.7%で、国（29.6%・総務省「人口推計」確定値による）を上回る速さで高齢化が進行しています。（山梨県（31.3%・山梨県「高齢者福祉基礎調査」による））

また、日常生活圏域ごとの高齢化率をみると中央圏域と北圏域の高齢化率は、30%を上回り、介護認定率も中央圏域は21.7%と高くなっています。

５ 第９次計画における人口及び高齢者等の推計

総人口及び第１号被保険者数の実績と推計（単位：人／％）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R17	R22	R27	R32
総人口	186,517	186,573	185,227	184,544	183,819	183,052	179,638	174,697	169,114	163,066	156,945
第1号被保険者数	55,496	55,412	55,263	55,139	55,033	54,924	55,079	55,829	57,368	56,564	54,324
うち65～74歳	25,049	24,047	23,211	22,279	21,784	21,488	21,936	23,859	25,871	24,498	20,670
うち75～84歳	18,931	19,607	20,320	21,173	21,343	21,276	20,508	18,135	18,346	19,952	21,559
うち85歳以上	11,516	11,758	11,732	11,687	11,906	12,160	12,635	13,835	13,151	12,114	12,095
高齢化率（％）	29.8	29.7	29.8	29.9	29.9	30.0	30.7	32.0	33.9	34.7	34.6

※ R3～R5年は住民基本台帳（10月1日）、R6年以降は、福祉保健部推計（10月1日）

第９次計画における総人口及び第１号被保険者数（65 歳以上）の推計値は、いずれも減少するものの、高齢化率は上昇するものと見込まれます。

第１号被保険者における介護度別認定者数の実績と推計（単位：人）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R17	R22	R27	R32
要支援 1	660	627	644	651	654	656	673	673	649	640	660
要支援 2	1,162	1,176	1,125	1,133	1,136	1,139	1,183	1,195	1,149	1,117	1,130
要介護 1	1,796	1,848	1,872	1,891	1,898	1,901	1,970	1,988	1,945	1,892	1,907
要介護 2	2,609	2,679	2,667	2,691	2,707	2,710	2,806	2,853	2,831	2,738	2,717
要介護 3	2,272	2,280	2,210	2,228	2,249	2,259	2,330	2,390	2,399	2,299	2,259
要介護 4	1,514	1,553	1,602	1,616	1,627	1,635	1,695	1,743	1,761	1,678	1,631
要介護 5	947	904	926	934	941	943	978	1,000	998	955	934
計	10,960	11,067	11,046	11,144	11,212	11,243	11,635	11,842	11,732	11,319	11,238

※ R3～R5年は各年度の10月1日現在の値

※ R6年以降は厚生労働省の地域包括ケア「見える化システム」による推計

第９次計画の第１号被保険者（65 歳以上）における認定者数の推計値は微増するものとみております。中長期的な認定者数の傾向は増加し、2040 年（令和 22 年）には 11,732 人になると見込まれます。

6 地域密着型サービスの方針について

第9次計画では、将来の高齢化や利用者数の見通しに基づく必要量を確保し、地域のニーズに応じた在宅サービスと施設のバランスがとれた基盤整備を促進します。

特に、高齢者人口の推計値がピークとなる2040年（令和22年）に、医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加に対応できるよう中長期的な視点のもと、サービス基盤の整備を行っていきます。

（1）定期巡回・随時対応型訪問介護看護

自宅で介護が必要な人に定期的な巡回訪問や、24時間随時通報を受け、入浴や排泄、食事等の介護や日常生活上の世話を提供するサービスです。

第9次計画における1月あたりの利用者の推計値は、横ばいを見込んでいます。第8次計画までの整備状況において、西圏域、中央圏域、東圏域の3事業所（定員制限なし）が整備されています。

全圏域でのサービスの提供が可能であるため、第9次計画では、整備を行いません。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者推計

単位：人/月

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
利用者数	52	54	65	65	65	65	65	65

（2）夜間対応型訪問介護

自宅で介護が必要な人に、夜間において、定期的な巡回訪問や通報を受け、入浴や排泄、食事等の介護や日常生活上の世話を提供するサービスです。

本市においては、現在、サービス提供をする事業所がありません。また、同等のサービスが「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」で提供されているため、第9次計画では、整備を行いません。

（３）地域密着型通所介護

定員が 18 人以下の小規模な指定通所介護事業所に通所する要介護者に対し、入浴や排泄、食事等の介護や日常生活上の世話、及び機能訓練を提供するサービスです。

このサービスは、すでに多くの事業所がサービスを提供しており、今後も、様々な事業者が参入することが想定されることから、これまでと同様、公募による指定事業者の選定を行わず、届出による事業者の指定を行い、必要量の確保を図っていきます。

ただし、第9次計画の計画値を上回るサービスの利用が見込まれる場合は、事業者の指定を行わないこととします。

地域密着型通所介護の利用者推計

単位：人/月

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
利用者数	1,370	1,402	1,436	1,441	1,446	1,448	1,505	1,523

（４）認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の要支援者や要介護者が自宅で日常生活を営めるように、デイサービスセンターにおいて、入浴や排泄、食事等の介護や日常生活上の世話、及び機能訓練を提供するサービスです。

現状、市内には 13 事業所（合計定員 91 人分）が稼働しており、第9次計画における 1 月あたりの利用者の推計値は、微増傾向を示しています。

このサービスは、全国的にも稼働率が低いサービスとされていますが、認知症高齢者数の増加に対応するため、認知症対応型共同生活介護事業所による「共用型指定認知症対応型通所介護（共用型認知症デイサービス）」を提供すること（実績：7 事業所）により、第9次計画では施設整備は行わず、本サービスの普及促進を図っていきます。

認知症対応型通所介護の利用者推計

単位：人/月

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
利用者数	40	27	16	18	18	18	18	18

（５）小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

要支援者や要介護者の自宅、又はサービス拠点において、若しくは短期間宿泊することで、入浴や排泄、食事等の介護や日常生活上の世話、及び機能訓練を提供するサービスです。

第9次計画における1月あたりの利用者の推計値は、おおむね一定の利用量で推移すると見込まれており、第8次計画までの整備において、6事業所（合計170人定員分）が稼働していることから、第9次計画では、整備を行いません。

小規模多機能型居宅介護の利用者推計

単位：人/月

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
利用者数	124	127	129	137	137	137	137	137

（６）認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症高齢者が、共同生活をする住宅（グループホーム）で、スタッフが入浴や排泄、食事等の介護や日常生活の世話、及び機能訓練を提供するサービスです。

第8次計画までの施設整備において、30事業所（合計定員445人分）が確保される見込みとなっております。

合計定員に対する利用率が約95%であることが見込まれることから、第9次計画では、整備を行いません。

認知症対応型共同生活介護の利用者推計

単位：人/月

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
利用者数	423	417	421	421	421	421	421	421

（７）地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が 29 人以下の小規模な特定施設（有料老人ホーム等）に入居している人に対し、入浴や排泄、食事等の介護や日常生活上の世話、及び機能訓練並びに療養上の世話を提供するサービスです。

第 9 次計画における 1 月あたりの利用者の推計値は、おおむね一定の利用量で推移すると見込まれており、第 8 次計画までの整備状況において、2 事業所（合計定員 58 人分）が確保されていることに加えて、山梨県との協議において、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅に登録するものを含む。）からの地域密着型特定施設入居者生活介護転換整備（10 床分）を行います。

地域密着型特定施設入居者生活介護の利用者推計

単位：人/月

	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	令和 12 (2030) 年度	令和 22 (2040) 年度
利用者数	55	50	54	53	53	63	63	63

（８）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が 29 人以下の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所する人に対し、入浴や排泄、食事等の介護や日常生活上の世話、及び機能訓練並びに療養上の世話を提供するサービスです。

第 8 次計画までの施設整備において、17 事業所（合計定員 475 人分）が確保される見込みとなっております。第 9 次計画における 1 月あたりの利用者の推計値は、増加すると見込まれており、第 8 次計画で整備が予定されていた 1 施設（29 人分）が令和 6（2024）年度に整備されるため、第 9 次計画では整備を行いません。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用者推計

単位：人/月

	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	令和 12 (2030) 年度	令和 22 (2040) 年度
利用者数	454	467	467	468	497	497	497	497

（９）看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

自宅で介護が必要な人に、訪問看護と小規模多機能型居宅介護などを組み合わせることで、効果的かつ効率的なサービスを一体的に提供するサービスです。

第９次計画における１月あたりの利用者の推計値は、おおむね一定の利用量で推移する傾向にあり、第８次計画までの整備状況において、２事業所（合計定員５８人分）が確保されています。

今後、在宅における重度の要介護者、医療ニーズの高い中重度の要介護者等への様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう中央・北・東圏域のうち１施設の整備を行います。

看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）の利用者推計

単位：人/月

	令和３ (2021) 年度	令和４ (2022) 年度	令和５ (2023) 年度	令和６ (2024) 年度	令和７ (2025) 年度	令和８ (2026) 年度	令和１２ (2030) 年度	令和２２ (2040) 年度
利用者数	48	51	51	51	51	51	80	80

7 広域型サービスの方針について

平成31（2019）年4月1日より本市が中核市に移行したことに伴い、介護保険法に基づく介護サービス事業所の指定・指導等の権限が山梨県より移譲されたことから、広域型の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等についても併せて整備を進めるものとします。

山梨県との協議の結果、次のとおり整備を行います。

（1）介護老人福祉施設

老人福祉法に規定する特別養護老人ホームのうち、入所定員30名以上のもので、要介護者に対し施設サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理・療養上の世話を行います。

現在、市内に12施設（定員767人）が整備されています。山梨県との協議の結果、県内待機者数の削減及び家族介護者の負担軽減を目的とし、併設型施設等の介護老人福祉施設への転換整備（18床分）を行います。

※併設型施設：短期入所生活介護を行う事業所が、介護老人福祉施設等の施設に併設されているタイプ。

介護老人福祉施設の利用者推計

単位：人/月

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
利用者数	686	672	652	672	698	698	698	698

8 サービス計画一覧表

募集する「介護サービス」事業及び募集数

市長村指定区域（介護保険法第78条の13）は日常生活圏域のうち次のとおりとします。

整備予定箇所数

サービス/年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
地域密着型特定施設入居者生活介護【全圏域】	0	10 床	0
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス） 【中央・北・東】	0	1 施設	0
介護老人福祉施設【全圏域】	18 床	0	0

市町村指定区域（介護保険法第78条の13）

市町村長が指定する区域は、次のとおりとします。

地域密着型特定施設入居者生活介護

募集圏域	市町村長指定区域				
	西圏域	中央圏域	北圏域	南圏域	東圏域
全圏域	○				

看護小規模多機能型居宅介護

（複合型サービス）

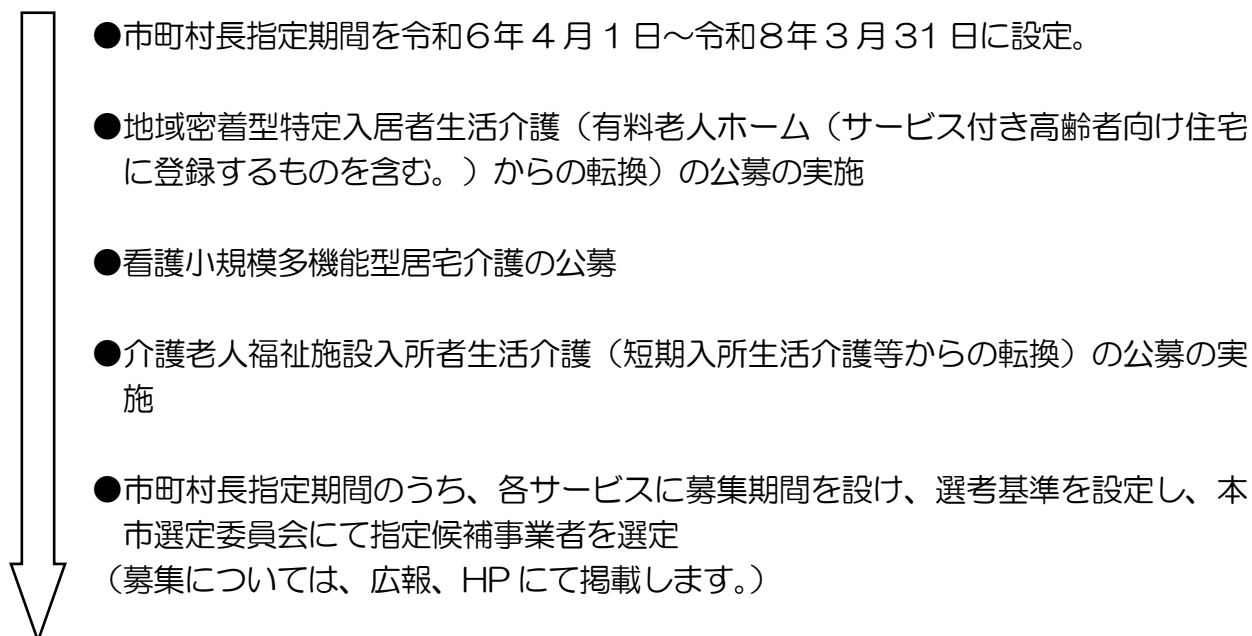
募集圏域	市町村長指定区域				
	西圏域	中央圏域	北圏域	南圏域	東圏域
中央・北・東圏域		○	○		○

介護老人福祉施設

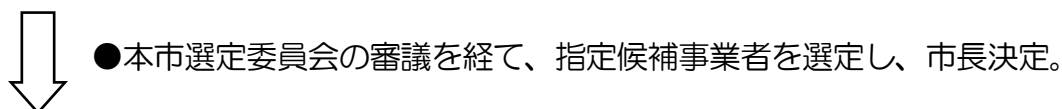
募集圏域	市町村長指定区域				
	西圏域	中央圏域	北圏域	南圏域	東圏域
全圏域	○				

第4章 指定申請（事業所開設）までの流れ

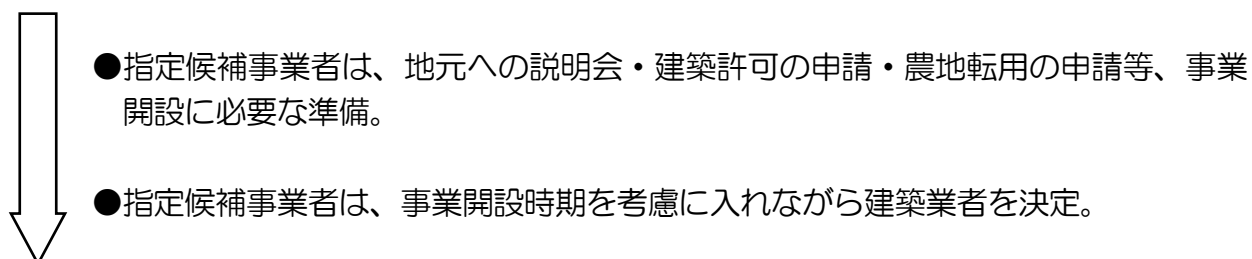
市町村長指定期間の設定及び公募の実施



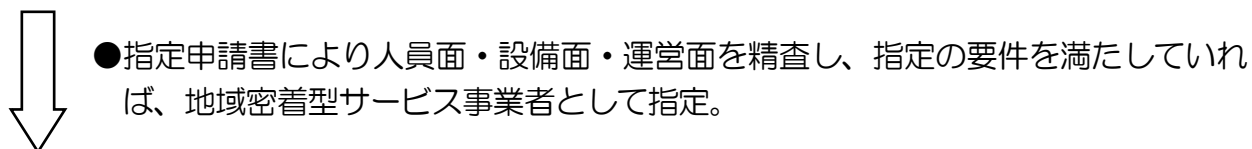
事業者の決定



事業開設の準備



指定の申請



事業所開設

第5章 事業所指定のスケジュール及び公募要領

各年度において公募する「地域密着型サービス」の詳細（応募期間等）については、別途「第9期 甲府市介護サービス指定候補事業者公募要領」に定めます。

第6章 その他

介護医療院への転換については、令和3年2月1日時点において介護療養型医療施設または、医療療養病床であるものに限りします。

第7章 適用

この基本方針は、第9次計画期間中に適用するものとし、令和6年4月1日より効力が生ずるものとします。